


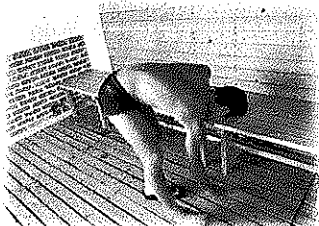
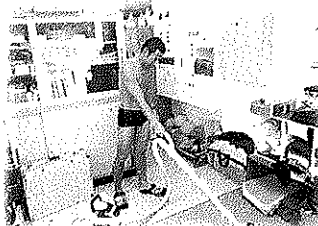
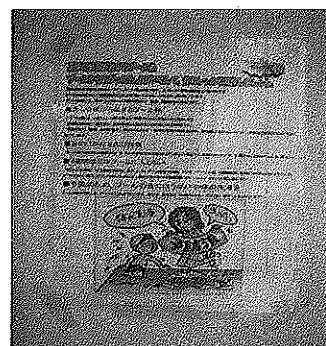


目洗いの清掃	館内の掃き掃除	水切り
		
採暖室のゴミ等確認	監視室内の清掃	
		

上記の清掃により、ろ過機の能力維持も合わせて行なえます。

- ・毎日、開館前と閉館時に点検し、更衣室、トイレ、シャワー室、採暖室を常に清潔にします。見回り等を強化し、更衣室・トイレの清掃の励行を行います。
- ・保健所等から、情報入手し、掲示、声かけ等で感染症の注意を喚起します。
- ・日常清掃、月単位のワックス等の定期清掃、天井・壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。
- ・利用者のマナーの向上を促進します。(ごみの持ち帰り運動等)



③施設設備の長期安定使用のための維持管理

施設設備を長期に安定して使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸出用具の保守管理を十分行います。ボイラー及び燃料の取り扱いには必ず有資格者が行い、また、法定勤務時間(日数)より開館時間、開館日数が多いため、複数名で運転管理を行い、利用者に安心して安全に利用していただくための安全対策も徹底します。

■ボイラー関係法定検査(現状)

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
排ガスばい煙測定	1回	(有)米子気缶科学研究所	大気汚染防止法
性能検査	1回	(社)日本ボイラ協会 山陰検査事務所	ボイラー及び 圧力容器安全規則
地下貯蔵タンク 漏洩検査	1回	(株)ダイカ	危険物の規制に 関する規則

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

※日常の保守点検については、ボイラー及び圧力容器安全規則第25条に規定されている次の事項を遵守した管理を行います。

- ① 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
- ② 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
- ③ 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- ④ 安全弁の機能の保持に努めること。
- ⑤ 1日1回以上、水面測定装置の機能を点検すること。
- ⑥ 適宜、吹き出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
- ⑦ 給水装置の機能の保持に努めること。
- ⑧ 低水位燃焼遮断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
- ⑨ ボイラーについて異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- ⑩ 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

※ボイラー燃料であるA重油の地下貯蔵タンクは、法定検査とは別に消防法による自主点検を危険物取扱者の資格を有する職員が行い、健全管理を行います。

【選任ボイラー取扱作業主任者の保有資格】

2級ボイラー技師、危険物取扱者乙種第4類

【作業者の保有資格】

危険物取扱者乙種第4類1名・2級ボイラー技師1名

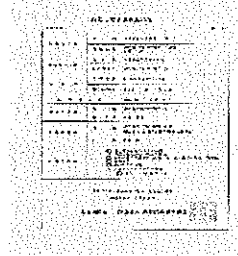
【ボイラー検査報告書】

【地下タンク定期点検実施報告書】

【ばい煙測定報告書】

■水道関係法定検査（現状）

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
簡易水道検査	1回	(公財)鳥取県保健事業団	水道法



【簡易専用水道検査済証】

・毎日水道使用量を確認し、異常に使用量が多いときは、漏水の可能性が高いので漏水箇所を特定し、即時に補修等の手当てを行います

■消防関係法定検査（現状）

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
消防用設備等点検	1回	ALSOK山陰（株）	消防法

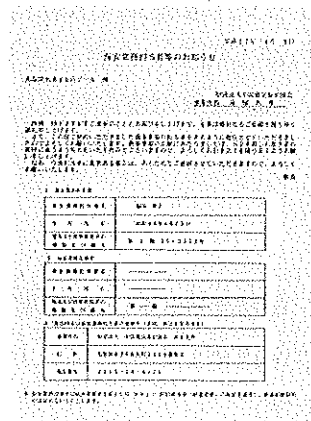
■電気保安業務点検検査（現状）

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
自家用電気工作物 保安業務	7回	(財)中国電気保安協会米子支所	電気事業法

※電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準に適合し、また実績のある保安協会に委託し、保安業務はもとより、遠隔監視装置を設置し、異常発生時対応を24時間、365日行います。



【保安管理業務のマネジメントシステム説明書】



【保安業務担当者等のお知らせ】

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

施設管理

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動等環境に配慮した取組が評価され平成18年3月に「鳥取県版環境管理システム (TEAS II 種)」の認定施設として認定されました。また、県による定期審査を毎年受けていますが、適正に実践しているとの評価を受けました。



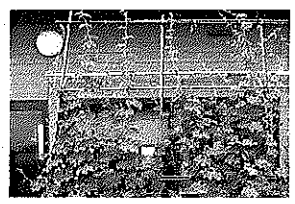
今後も施設職員だけでなく利用者にも御理解いただき一体となって環境に配慮した施設運営を目指し、特に次の点を実行します。

ア) 節電

・原則として冷房28℃、暖房20℃に設定することで、冷やし過ぎ、暖め過ぎに注意します。設定温度を1度変えるだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し室温の上昇や低下を抑えます。

また、施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウン等節電を徹底します。

・グリーンカーテンを作成し、日射を遮る日陰をすることで、周囲の温度が上がるのを防ぎます。

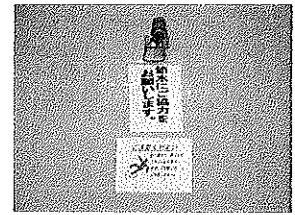


蒸散作用を利用して涼しくなる葉の表面から水分が蒸発 (これを蒸散という) する際に、気化熱を奪い、周りの気温を下げます。

一度熱くなった壁からは、じわじわと熱が放出されるため、これを防ぎ体感温度を低く抑えることができます。

イ) 節水

シャワーを使用する際は、出したままにしないように気をつけて利用いただくよう注意喚起するなどの対応を行い、無駄な水の使用を減らします。



(シャワーでの注意看板)

ウ) 自動車排出ガスの抑制

自家用車で来館される方や職員に対して、アイドリングストップをするよう呼びかけます。

エ) エコ製品の購入

使用する電球など「省エネ性能」や「グリーン製品」を使用し、環境にやさしい製品の購入をします。

オ) リサイクル活用

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ、アイスの棒）を、利用者と協働して回収し、リサイクル業者に再利用してもらいます。

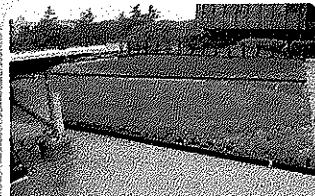
また、この活動をとおり、利用者の方々に循環型社会への認識を深めていただきます。

カ) 排ガスばい煙の抑制

ボイラーの自動運転から手動運転に切り替えることにより、排ガスばい煙を、大気汚染防止法、J I S規格で定める、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物の規制値を大幅に下回る発生量の抑制に努めます。



ペットボトル・アイス棒の回収風景



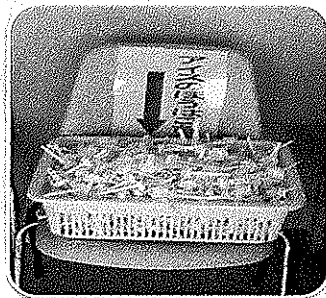
エコマ商事からの御礼状
 皆様 春頃の様、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 本日東京米子屋内プールの皆様にご協力いただきました
 ペットボトルのキャップが頂きました。
 ご賛同頂き誠にありがとうございます。
 環境の世紀において、地球環境の負荷の低減に配慮した
 事業活動に向け様々なご提案をさせていただきます。
 今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。
 平成20年4月28日 役員

エコマ商事からの御礼状

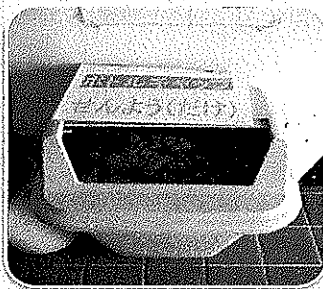


リサイクルパンフレット

◎ ペットボトルキャップの回収運動は、当施設が業者の指定回収施設になっていますので、体育協会が運営する他の施設も同様に回収してもらい協働して運動展開します。



分別したアイス棒



利用者の方々が家庭からお持ちくだされたキャップ

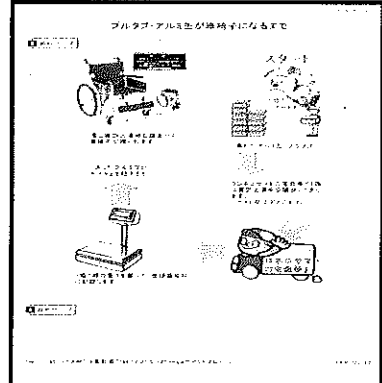


収集したキャップを業者に引き渡し

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

施設管理

- ・自動販売機の容器の分別を徹底し、スムーズに設置業者に引き取ってもらいます。
- ・「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。



【プルタブ】

- ・利用者の協力、理解をいただき、アイドリングストップをお願いします。
- ・新しく採用された職員を対象に、環境管理基礎研修を行います。
- ・必要に応じ、全職員を対象とした環境配慮研修を行います。
- ・鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】推進事業、「NOレジ袋！」などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。
- ・循環型社会構築を図る4つのキーワード（Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)）をあわせて「4つのR」と表現しています。

- (1) Refuse (リフューズ；発生抑制)
要らないものは断り、ごみを発生させない
- (2) Reduce (リデュース；ごみを減らす)
ごみにならないように工夫して減らす
- (3) Reuse (リユース；再使用する)
繰り返し使う、修理・修繕して使う
- (4) Recycle (リサイクル；再生利用する)
もう一度資源として使う



【鳥取県リーフレット】

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考え、外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行います。

(外部委託業務)

業 務 名	業 務 内 容
警備業務	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備
消防用設備点検	消防法に基づき消防設備の点検を実施。利用者の安全を守るための設備保守
清掃作業	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保の為の作業
塵芥処理	可燃物及び不燃物ゴミの収集
自家用電気工作物 保安管理業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
空気調和設備保守	冷房オン・オフ時の設備点検
自動制御設備保守	技術基準に従った保守点検
排ガスばい煙測定	大気汚染防止法に基づく測定
松くい虫伐採撤去作業	枯れ松の伐採作業

※ 委託先選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術等を要するものについては鳥取県会計規則に準じた随意契約により委託先を選定します。



4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ①利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおりとします。
- ②管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。

	営業時間	現行営業時間
プール（夏季を除く）	10:00～20:00	10:00～20:00
プール（夏季7月～9月）	9:30～20:00	9:30～21:00
トレーニングホール	9:00～20:00	9:00～20:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールにおいては水質保全のため、またトレーニングホールについては清掃等メンテナンスのため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とし、学校の夏休み期間（7月20日頃～8月末頃）は休館しません。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、原則現行制度を継続します。

- ・利用者の利便と業務の煩雑化を避けるため、原則50円・100円単位の利用料金とします。（別紙4）
- ・利用料金の徴収時期は前納を原則とします。
- ・利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアル（別紙1）により、適正に処理します。
- ・トレーニングホールの専用利用の区分「3分の2面」「3分の1面」を継続します。（※注1）
- ・米子産業体育館フィットネスルームとプールの共通利用券を継続します。（※注2）

※注 1

県の上限額			
区 分			金 額
トレーニングホール	専用利用	全面1時間につき	270円
		2分の1面につき	130円

新 規			
区 分			金 額
トレーニングホール	専用利用	全面1時間につき	250円
		2分の1面1時間につき	130円
		3分の2面1時間につき	150円
		3分の1面1時間につき	80円

※注 2

新 規			
区 分			金 額
米子屋内プール・米子産業体育館フィット トネスルーム共通利用券	一 般	1月利用券により利用する場合 (通年利用)	5,000 円

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

現在の減免制度が施設の利用促進に寄与しているため、現行減免制度を継続します。(利用料減免の取扱要領 別紙5)

① 小児化対策 (平成21年度制定)

小学生未満の子どもは無料とします。

② 障がい者支援 (平成21年度制定)

- ・障がいのある方のスポーツを通じた元気と活力の維持向上のため現行のとおり無料とします。
- ・障がいのある方の介助は、1人では負担が大きく大変です。そこで、介助される方の負担を軽減し、障がいのある方により多く利用していただくため、現行の障がいをお持ちの方1人につき1人の介護者を、2人までの介護者を無料とします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

更に、具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。

① 火災・災害等防止対策

ア) 火災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練を管理期間内に1回実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆ 火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆ 燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆ 消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆ 消防設備の定期点検を実施する。
- ◆ 消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆ 火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ) 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、『緊急地震速報』の活用を検討します。

〔地震に備える〕

- ◆ 落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆ 火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆ 消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆ 崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- ◆ 非常食品の点検、補充をする。

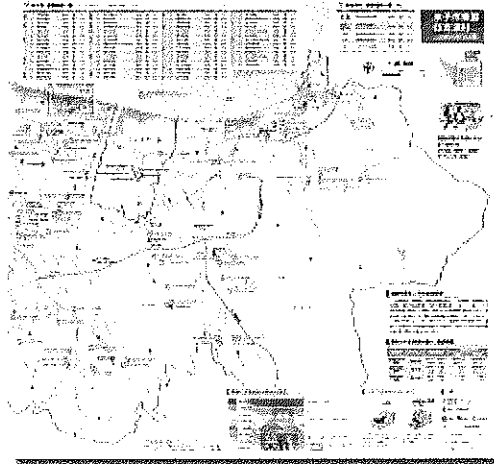
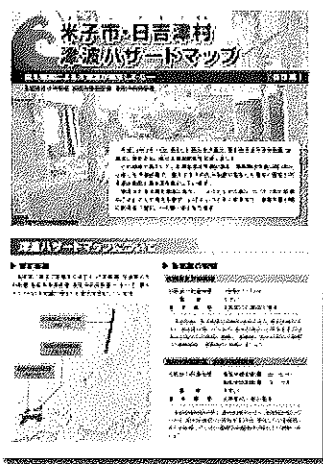
緊急時

ウ) 津波

強い地震が発生し津波の恐れがある場合は、迅速に利用者を避難誘導します。

〔津波に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を把握して起こりうる事態に対応策を練る。
- ◆より遠くへ。より高い場所へ避難する。
- ◆要援護者の手助け
- ◆利用者に呼びかけをし、避難する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆ハザードマップを活用し、危険の増幅が予測される場合には、事前に措置を施す。



エ) 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を把握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。



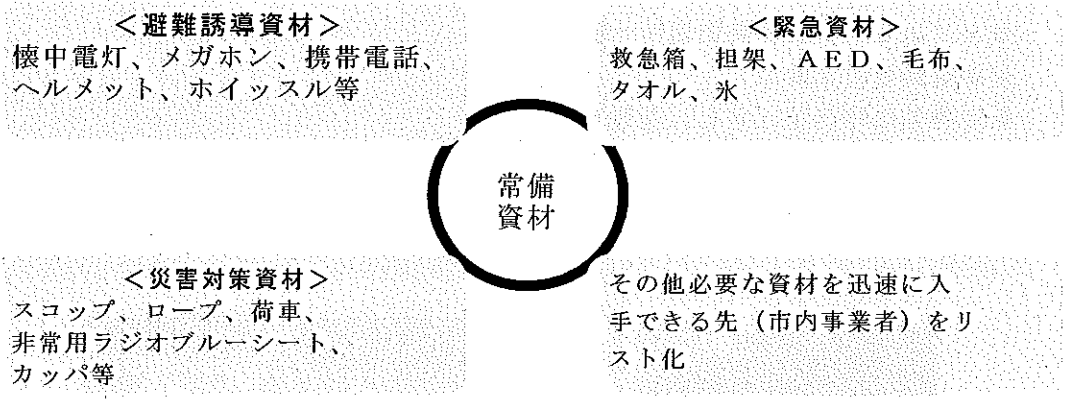
緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

オ) 緊急時に備えた資材調達

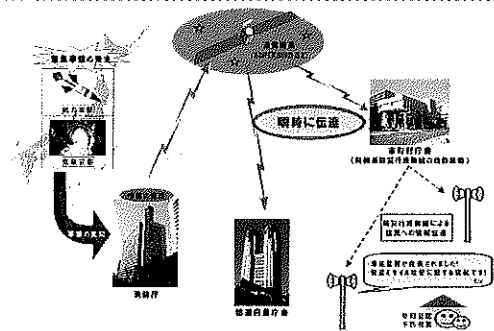
医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



カ) Jアラートシステムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通商：J-ALERT（Jアラート：ジェイアラート）は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を活用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるJ-ALERTの最大の特徴を生かし、緊急情報を受信した場合は速やかに利用者の安全を確保し最善の対応を取ります。



キ) 爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制

爆発物等脅迫事案が発生した場合「爆発物脅迫事案対応マニュアル」(別紙8)に基づき利用者の安全を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状況判断をし、所管課や警察・消防書そして利用団体と協議し安全確保することに全力を尽くします。

ク) PM_{2.5}に関する注意喚起

PM_{2.5}が高濃度となった場合等、来館者に注意喚起します。大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報等を発信し、注意喚起を行います。

① 情報発信機関

鳥取県生活環境部水・大輝環境課

② 注意喚起の基準

・日平均値の予想

午前9時の1時間値から当日の日平均値が、国の注意喚起のための暫定指針値等を超えると予想される場合、注意喚起を行います。

注意喚起のための暫定的な指針

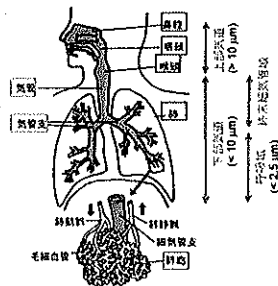
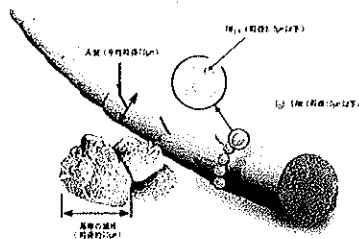
レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの時間帯での判断 5時～7時	午後からの活動に備えた判断 5時～12時
	日平均値 (μg/m ³)		1時間値 (μg/m ³)	1時間値 (μg/m ³)
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
(環境基準)	35以下 ※1			

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM_{2.5}に係る環境基準の短期基準は日平均値35μg/m³であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

②スポーツ活動における事故防止対策

来館利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
スポーツ活動における事故防止対策 (トレーニングホール)	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『日常点検チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
プール施設・器具の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、利用者に対しては『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の排水口及び吐出口の触診、目視点検を毎日実施します。
熱中症予防の呼びかけ (トレーニングホール)	日本体育協会の“熱中症予防の運動指針”に沿い、WBGT計を使つての測定結果をお知らせします。指針(下表)は、パネル化して体育館の入口に掲示し、WBGTが28℃に入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。 特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。
健康チェックの奨励 (プール)	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します。
ウォーミングアップやクーリングダウン指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います(事前の申し出と打合せを要します)



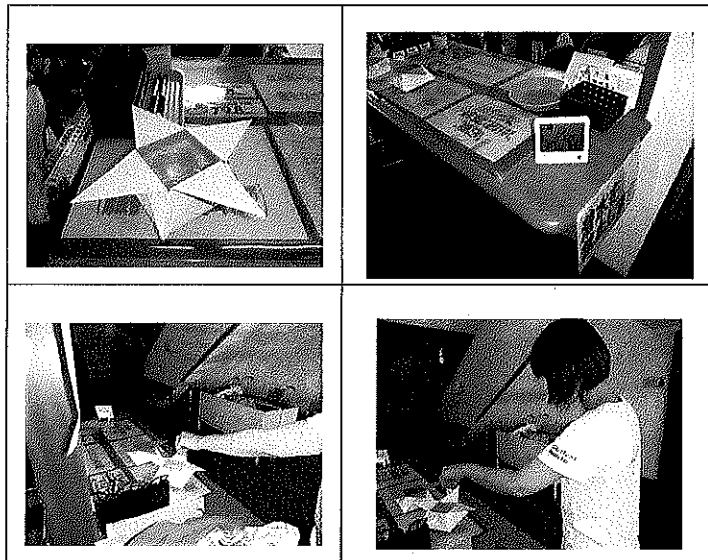
緊急時

■運動に関する指針(日本体育協会(2013) 熱中症予防のための運動指針より)

熱中症予防運動指針

WBGT	気象温度	気圧湿度	運動指針
31	27	35	運動は原則中止 WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	24	31	厳重警戒 (激しい運動は中止) WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
25	21	28	警戒 (積極的に休憩) WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意 (積極的に水分補給) WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全 (適宜水分補給) WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

夏季における熱中症等の注意喚起のために温室計の設置及び利用者とのコミュニケーションとして、受付に飴等を設置し、利用者へのサービス提供を実施します。



③ プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生しそうな要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

ア) プールの監視体制（TPCSシステム）

T（タワー：監視台）

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。

P（パトロール：巡視）

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。

C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令、情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。

S（スタンバイ：待機）

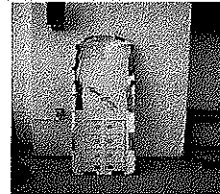
待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。また各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。

イ) 溺者救助（訓練）

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。

■ 当プールにおける溺水事故の救助訓練

- ① 溺者を発見後直ちに救助に向かう。 ② 頸椎に注意しながら気道を確保する。 ③ 水中タンカを使用する。



- ④ 水中タンカで救助協力 ⑤ AEDを取り出し現場に急行する。 ⑥ 職員が協力して溺者をタンカに乗せる。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

緊急時

⑦ 溺者に動揺を与えないよう水平にして運搬する。
⑧ 安全な場所に運び、直ちに心肺蘇生法を開始する。
⑨ AEDを職員が持ってくる。



⑩ 溺者の水気をタオルで拭き取る。
⑪ AEDの使用を始める（音声に従う）。
⑫ パッドを取り付ける



⑬ AEDの音声に従う。（待機・観察）
⑭ AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける。



ウ) 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用いただくため、下記の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

『鳥取県営米子屋内プール安全管理規定』

独自の規定を有し利用者が安全で楽しく利用できるように、事故を未然に防ぐことを最大の目標とし、この内規により職員が業務を遂行する上で必要不可欠な『安全管理』における心構え、技術や知識を習得します。

この内規を徹底することにより、平成11年度当協会の管理運営以来、死亡・後遺障害事故を発生させていません。

1 プールの安全監視

事故(溺者・けが)や災害から利用者の安全を確保することは、職員(監視員)の役目であり、統一した緊急体制を確立し、プールに従事する者全てが救助法や心肺蘇生法の知識や技術の習得、傷病者への対応などを理解し、身につけることが必要である。

- (1) 監視時間 10時00分から20時00分
(夏季期間(7月~9月) 9時30分~20時00分)

- (2) 監視業務 監視台からの監視、プールサイドの巡視、監視モニターによる監視によって安全確保に努める。
- (3) 監視引継 引継を確実にし、監視に遺漏のないように努める。
- (4) 監視体制 入場者の状況により、適切な数の監視員を配置する。
- (5) 入水者 入水者の安全確保を図るため、状況に応じて入水者を制限することがある。
 *入水制限 幼児の場合は、大人1名につき幼児2名までとする。
 *入水者の制限指示は、監視員の適切な判断によるものとする。
- (6) その他 監視にあたり次の事項に注意する。
 - ・入水者で危険を伴う行為のある場合は入水を禁止する。(飲酒者など)
 - ・入水者心得が正しく守られ、安全・快適な水泳が出来るように配慮する。
 - ・監視員の服装は水着又は定められた服装とする。
 - ・監視の心得(別記1)
 - ・プール監視体制(別記2)

2 入館者への指導

- (1) 入館者窓口で入館者心得の励行に努める。
- (2) 入館者状況により、混雑の緩和及び安全確保のため、入館者を制限することがある。
- (3) 入館者の貴重品、所持品などの管理は各自が責任を持って行っていただき、紛失盗難防止に努めさせる。
- (4) プール内では、すべて監視員の指示に従っていただき、安全秩序の維持に努める。

(別記1)

監視の心得

- 1 監視員の服装 監視者として定められた服装で監視する。(水着又は定められた服装)
- 2 監視の場所
 - ① 監視前はプールの状況を事前に観察しておくこと。
 - ② 監視は、プールサイドを巡視して安全確保に努めること。
- 3 監視時間の短縮 入館の状況により複数又はそれ以上の監視員を配置し、監視時間を短縮するなど安全の確保に努める。
- 4 監視区域
 - ① 監視担当区域及び分担をはっきり決めて、目の届かない区域を作らないこと。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

緊急時



緊急時

② 監視者は1ヶ所に集まらず、分散して監視すること。

5 監視者の任務

- ① 監視者は、メガホンや笛を携帯し、危険な行為（悪ふざけ、飛び込み、無理な潜水、ロープのつかまり等）を発見したらすぐに注意をするとともに、溺者、危険者を発見したら、直ちに救助活動又は注意を払う。
- ② 入館者のシャワー、準備体操の励行に努めるとともに、退水させるときは、全員の退水を確認する。
- ③ フロアーの境目、飛び込み台の下、排水口付近など特に注意を払う。

6 監視者の交代

- ① 監視者の交代は監視場所で行い、一刻も空白時間を作らないこと。
- ② 交代の際、気づいた点を次の監視者に報告する。また、個人的な私語は慎む。
- ③ 次の監視員は、なるべくプール監視室に待機し、監視カメラやプールサイド、更衣室、休憩室等に注意を払う。

(別記2)

プ ー ル 監 視 体 制

1 プールの監視業務は、利用者の安全を守ることが最重点であり、予防保全を徹底する。そのための各種の指導・指示を行うとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行わなければならない。

監視員の資格としては、(公財)日本体育協会が認定する水泳コーチ・水泳教師・水泳指導管理士、日本赤十字社が養成する救助員資格者及び日本水泳連盟の検定に合格した基礎水泳指導員等が有資格者であり、その責任は非常に重い

- ため、専門職を確保しておく必要がある。
- 2 監視業務は、専門職、指導員、監視補助員が主として当たるが、利用者の状況により他の職員の協力を得て増員を行う。
- 3 1人当たりの監視区分を15～20名前後として、利用者の状況により専門職が判断し入水制限を行う。
- 4 監視員は、事故に備え常に監視体制を維持することが必要である。
- 5 監視時間は1人1回あたり概ね15～30分間とする。但し、利用者の状況により短縮し監視業務に専念できる体制を作る。
- 6 監視業務ローテーションとして①監視→②巡視→③司令→④待機の順とする。

① 監視

- ・自己の監視区域の状況を把握する。(特に溺者の早期発見)
- ・場内規制違反者に対する指導。
- ・指令者との相互連絡を密にする。

② 巡視

- ・プールサイドを巡視し、場内利用者の状況を把握する。
- ・場内の設備及び衛星上の監視を行う。